

処分年月日	2026年4月7日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会 員又は金融商品仲介業 者の名称	岡三証券株式会社
法令等違反行為の概要	<p>【顧客資産の着服】</p> <p>当該協会の元外務員甲は、仮想通貨取引の損失や借入金の返済により資金繰りに窮していた状況のなか、顧客Aより「インターネット取引口座での操作が難しいのでどうかならないか」との申出を受けたことに乗じて、「(甲の)親族が使っていた証券会社のインターネット取引口座を流用すれば、IPOや日経平均に連動する商品にも投資できる」として、親族名義の証券口座で運用することを持ち掛けた。この提案を受けた顧客Aは、甲の親族名義の銀行口座に振り込み、甲はこれを着服した。</p> <p>その後も、甲は、顧客A以外の複数の顧客に対し、同様の手口で顧客の金銭を着服した。</p> <p>このようにして甲は、複数の顧客から数十回にわたり多額の金銭を着服し、自身の運用資金、生活費、借入金の返済に充てたほか、他の顧客から着服した資金の補填等に使用した。</p>
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	<p>当該協会では、本事案を受けた再発防止策として、主に以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員の経済状況の把握ができていなかったことが原因の1つであるため、上席者との定期的な面談、社員向けの定期的なアンケートなどを通じて、社員の経済状況や生活態度の変化等を把握するための仕組みを整備した。また、必要に応じて社内融資や債務整理のコンサルティングなどの支援を行うこととした。 ・不正の兆候となり得る社員間の金銭貸借は不適切であり、金銭貸借の依頼を受けたことも内部通報制度の対象となることを社内に周知した。 ・本事案の真因分析結果や処分内容などを含む倫理研修の実施に加え、確認テスト付きの倫理研修を定期的実施することとした。 ・出金等の状況を踏まえた営業管理職による顧客への確認

	<p>や、ボイスレコーダーの Wording 検索機能を活用したモニタリングを実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none">・「当社口座以外の口座への振込は行っていない」、「現金の取扱いは行っていない」、「顧客と社員の金銭の貸し借りは行っていない」等の注意事項を記載したチラシを取引残高報告書に同封して送付することとした。
--	---